

税の申告受付が始まります

平成29年分の所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付と、市・県民税の申告受付が間もなく始まります。

申告書は自分で作成し、早めに提出しましょう。国税庁や市のホームページをご利用いただくと、インターネットを通じて申告書が作成できます。

なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告書の提出は不要です。

問合せ 所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税→大垣税務署
(☎78-4101 自動音声案内 2番)
市・県民税→大垣市役所課税課 (☎47-8179)



市民会館

申告会場は、**「市民会館」**
お間違えなく！

今年は、**全ての税の申告受付会場が「市民会館」と**なります。※市・県民税については、6か所の出張会場でも行います。

申告期間中、市役所では受付を行いませんので、ご注意ください。

申告受付は市民会館

所得税及び復興特別所得税など

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付は、市民会館3階で行います。

右の項目に該当する人は、市民会館で申告をしてください。

- 株式・土地などを売った人
- 青色申告の人
- 事業に伴う経費の算定が不明の人
- 新たに事業を始めた人
- 雑損控除を受ける人
- 修正・訂正・準確定の申告をする人
- 損失の申告をする人
- 初めて住宅ローン控除を受ける人

郵送で提出する場合

住所・氏名・電話番号・生年月日を記入し、押印のうえ、下記へ郵送してください。

※**郵送先**／大垣税務署(〒503-8556 丸の内2-30) ※時間外文書受付箱(税務署の南東に設置)への提出も可

※**備考**／申告書の控えに税務署の收受印が必要な人は、返信用封筒(切手貼付)を同封

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告

とき	2/16(金)～3/15(木) 平日 9:00～17:00 ※受付終了時間: 16:00
ところ	市民会館3階 大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません

申告受付は市民会館と出張会場

市・県民税

市・県民税の申告受付は、市民会館と6か所の出張会場で行います(右表のとおり)。申告がスムーズに進むよう、自分で記入する「自書申告」にご協力ください。また、医療費領収書の計算や帳簿・書類の整理を済ませておいてください。

<申告に必要なもの>

①マイナンバーに係る本人確認書類

※次の(1)～(3)のいずれか

- (1)個人番号カード、(2)通知カードと本人確認ができる資料、(3)個人番号が記載された住民票(写し)と本人確認ができる資料

- ②申告書、印鑑、筆記具、計算機
- ③源泉徴収票(原本)
- ④営業、農業、不動産などの収入がある人は、帳簿・書類など
- ⑤各種控除を受けるための証明書など

- ・医療費控除…領収書、保険金などで補てんされた金額がわかる書類など
- ・社会保険料控除…領収書、社会保険料控除証明書
- ・生命保険料控除および地震保険料控除…保険会社発行の申告用控除証明書
- ・障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書などの証明書
- ・勤労学生控除…在学を証明する書類
- ・配偶者特別控除…配偶者の収入金額がわかる書類
- ・寄附金税額控除…受領証など

郵送で提出する場合

必要事項を記入し署名押印のうえ、源泉徴収票や控除証明書などの資料、マイナンバーに係る本人確認書類の写しを同封し下記へ郵送ください。なお資料の返却をご希望の場合は、返信用封筒に必要金額分の切手を貼付し、返送先をご記入のうえ同封してください。

※**郵送先**／大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)

		とき	ところ
市・県民税の申告	主会場	2/16(金)～3/15(木) 平日 9:00～16:00	市民会館2階大会議室 ※期間中、市役所に申告会場を設けていません
	出張会場	2/5(月)・6(火)	西部研修センター1階 多目的ホール
2/7(水)～9(金)		上石津地域事務所2階 2-1会議室	
2/8(木)		南部子育て支援センター1階 多目的ホール	
2/13(火)・14(水)		墨俣地域事務所1階 大会議室	
2/22(木)・23(金)		中川地区センター1階 多目的ホール	
	2/28(水)～3/2(金)	青墓地区センター1階 多目的ホール	

※出張会場はいずれも9:00～16:00



市・県民税 主な変更点

●医療費控除に係る付属書類(明細書)の見直し

医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。平成30年度から平成32年度までの個人住民税の申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

●セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防として、一定の取り組みを行っている個人への医療費控除の特例が創設されました。

平成29年1月1日から本人や本人と生計をともにする親族に係る「スイッチOTC医薬品」の購入費用を1年間に1万2,000円を超えて支払った場合には、1万2,000円を超える額(控除限度額8万8,000円)を所得控除できるというものです(従来の医療費控除と選択適用となります)。

詳しくは、課税課(☎47-8179)へ

ネットで作れる市・県民税の申告書

市は、インターネットを通じて市・県民税の申告書作成や税額試算ができる「市・県民税額シミュレーションシステム」を導入しています。平成30年度(29年収入)分も対象になりますので、ぜひご利用ください。

▶**利用方法**／市HPにあるバナーからシステムに入り、画面の指示に従いながら、源泉徴収票の数字などを入力

▶**備考**／インターネットや電子メールによる申告受付は行っていません。印刷した申告書を持

参または郵送で提出してください

▶**問合せ**／課税課(☎47-8179)へ

